神戸市長 久元喜造

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第30条第2項に基づき、法第28条第1項により調査された垂水区市立中学校生徒自死事案に関する調査を行っていただくようお願いします。

なお、調査にあたっては下記事項に留意していただきますようお願いします。

記

- 1. 当該調査においては、法及びいじめ防止等のための基本的な方針(平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定、平成 29 年 3 月改定)、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月文部科学省)に従い、次の事項について重点的に調査を尽くすこと。
  - (1) 当該生徒に何があったのかという事実関係を明らかにすること。
  - (2)(1)で明らかにした事実について、法第2条第1項に規定するいじめの定義により、いじめの有無を客観的に評価認定すること。
  - (3) いじめの事実と自死との関係の有無を明らかにすること。
  - (4) 上記の結果を踏まえ、いじめの事実に対する当該校の対応並びに自死発生後の当該 校及び神戸市教育委員会の重大事態に対する対応の問題点について明らかにしたう えで、具体的な再発防止策を提言すること。
- 2. 当該調査の結果について報告書を作成し、年内を目途として報告すること。